

- 新型コロナワクチン、必ず3回目接種を受けましょう -

3回目のワクチン接種した不法滞在 外国人にインセンティブ付与 自ら 出頭申告の制度実行

不法滞在外国人が2022年4月30日までに
3回目のワクチン接種を完了して
2022年10月31日までに
自ら出頭すると、犯則金が免除され、
入国規制も猶予されます。

※ ワクチン接種する不法滞在外国人のいかなる情報も
出入国官署に通報しません。

1. 新型コロナワクチンの初回接種と3回目接種は、必ず受けなければ なりませんか？

- 自分と家族、近隣住民の健康を守るため、新型コロナウイルスワクチンの接種は必ず受けてください。

2. 3回目接種は、どうやって受けられますか？

- 初回接種は、1回目接種(얀센ワクチン)と2回目接種(ファイザー・モデルナワクチン)の2回に分けて行われます。
- やンセンワクチンの場合、1回目接種の2か月後から追加接種を受ける必要があります。
- ファイザー・モデルナワクチンの場合、2回目接種の3か月後から3回目接種を受ける必要があります。
- 外国人登録をした方は、事前予約(ncvr2.kdca.go.kr)を利用するか、または残余ワクチンを予約すると、接種を受けることができます。
- 外国人登録をしていない方は、以前発行された臨時管理番号をご確認の上、委託医療機関または保健所で接種を受けることができます。



* 副反応の疑いがある場合、
1339番または住所地を管轄する保健所にお問い合わせください。